

○研修を受講するにあたって

研修を効果的で実りあるものとするためには

まず、各市町村等においては

- ・研修に専念できるように業務を調整すること。
- ・研修をする「目的」や組織としての「期待」を伝え、意欲を持って研修に参加できるよう動機づけを行うこと。
- ・「人材育成は職員のより一層の向上を図るための職責である」ことを意識すること。

また、受講者自身が

- ・「この研修で何を取得し、どう生かすか」という目的意識を持つこと。
- が大切である。

【令和7年度 取組方針】

当研修センターでは、市町村職員研修基本計画（令和5年度～9年度）に基づき、県内の各市町村等で策定した人材育成基本方針等を踏まえ、集合研修所としての役割である「職員の能力の向上」及び「人材育成」に取り組むとともに、職員間の相互交流や情報交換等を行うため、階層別研修における「意見交換会」も計画しながら、研修を実施します。

Ⅰ 研修概要

令和7年度においては、各市町村の意見や受講者アンケート結果を参考に、市町村職員研修検討委員会において研修科目や内容等についての検討を行い、令和6年度よりも4課程少ない46課程の研修を計画しました。

研修は、対面での集合研修を基本としつつ、一般職員研修Ⅰでのeラーニング研修を継続するとともに、オンライン形式やハイブリッド形式による研修の実施や、2日間研修の1日研修への変更など、遠距離の受講者が受講しやすい研修環境の整備を行います。

主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

まず、「新規採用職員前期研修」に加え、「新規採用職員後期研修」においても社会人経験者向けのコースを新設します。

また、「現任管理職研修」として実施していた内容を能力開発研修の「Z世代の育て方セミナー」及び「議会答弁書作成セミナー」として2課程に分岐し、幅広い階層の職員が受講できる体制を整えます。

(2) 選択研修（能力開発研修）

選択研修では、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革など種々の能力向上を図るため、必要に応じて個別に選択できるよう設定しています。

まず、新規に計画した研修として、これまで開催していた「地域課題解決のためのデジタルツール活用セミナー」及び「自治体DXの推進セミナー」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)基本セミナー」のDX関係3課程を統合・廃止し、市町村から要望が多かった、生成AIについて学ぶ講座を「はじめての ChatGPT 活用セミナー」として新設し、ハイブリッド形式で開催します。

次に、内容や講師を変更した研修としては、これまで2日間研修として実施していた「企画力向上セミナー」及び「時間のマネジメントセミナー」は、1日研修として実施します。

また、「分かりやすい文書の作り方セミナー」は「ワンペーパー資料作成セミナー」とし、内容を変更して開催します。

(3) 専門実務研修

地方公共団体等における契約事務、地方公会計における簿記、初任者の税務関係職員や債権徴収事務など、職務遂行のために必要な専門的知識や技能の向上が図られるよう、各市町村等職員の業務に直結する研修を実施します。

また、「税務関係職員固定資産税事務研修(土地中級)(家屋中級)」は廃止します。

(4) 指導者育成研修

隔年開催として計画してきた「公務員倫理指導者育成基礎研修」を休止し、「OJT(職場内訓練)指導者育成研修」を毎年開催に変更します。

また、年2回開催していた「人材育成基本研修」は、年1回の開催とします。

(5) その他

令和6年度に「市町村振興セミナー」として実施した「デジタルトランスフォーメーション(DX)基本セミナー」は内容を変更し、「若者と雇用動向に関するセミナー」として開催します。このセミナーは、市町村等の職員以外でも参加できるよう広く案内を行います。

(6) 各市町村等が自ら実施する研修等に対する支援

- ア 外部専門講師、県職員及び研修センター職員等の派遣による出前研修
- イ 自治大学校、市町村職員中央研修所等研修機関への研修派遣助成
- ウ 各市町村等が自ら実施する研修の企画等に関する助言
- エ 各市町村等が自ら実施する研修への講師紹介
- オ 研修用DVD・書籍等研修用教材の貸出し
- カ 協会ホームページによる研修情報の提供

2 個別研修

(1) 海外派遣研修

派遣計画に基づき、海外の優れた施策、事例及び文化を学び、同時に国際的な感覚と広い視野を得ることにより県内市町村の施策展開に資することを目的として実施するものです。令和元年度から12名を2班に分け、北アメリカ、ヨーロッパ、アジアのいずれかに派遣する計画となっていました。令和2年度から4年度は世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行したため、中止としました。

令和5年度には、出入国制限が緩和・撤廃されたことなどから再開し、令和6年度は2班2コース体制で、ヨーロッパとアジアへ派遣しました。令和7年度は1コースとし、ヨーロッパに派遣する予定です。

(2) ブロック研修

研修センターで開催する集合研修には、県内各市町村等から多くの受講者が集まりますが、遠隔地の受講者は宿泊費等の予算確保や長時間の移動による時間的制約など多くの負担を強いられます。それらを軽減し、より受講しやすい研修環境を確保するため、県内の地域ごとに開催するブロック研修を実施します。

(3) 出前研修

県内各市町村等に講師を派遣し、市町村職員等に研修の機会をより多く提供するため「出前研修」を実施しています。多くの方が参加し研修効果をより高められるよう、令和7年度から以下のとおり要件を変更します。

・単独の市町村等で開催する研修の受講者：概ね 20 名以上

※これまで、単独の市町村等で開催する研修に人数の要件を設けていませんでした。

3 ひとづくり助成金交付事業

(1) ひとづくり助成金

市町村等における人材育成を支援するため、以下の研修機関に職員を派遣する市町村等に対し、費用の一部を助成します。

- ・市町村職員中央研修所
- ・全国市町村国際文化研修所
- ・総務省自治大学校
- ・国土交通大学校
- ・全国建設研修センター
- ・日本下水道事業団
- ・地域活性化センター

(2) アカデミー派遣推進助成金

平成 28 年度から「ひとづくり助成金」の活用実績のない市町村が以下の研修機関に職員を派遣する際に、研修に要する費用を助成します。令和3年度から実施。

- ・市町村職員中央研修所
- ・全国市町村国際文化研修所

(3) 固定資産税事務研修助成金

令和6年度をもって廃止した税務関係職員固定資産税事務研修（土地中級、家屋中級）の代替措置として、一般社団法人日本経営協会が行う「固定資産税」関連の研修に職員を派遣する市町村に対し、研修受講に要する費用を助成します。

なお、当該助成金の助成期間については、令和7年度から9年度までとします。

4 研修推進体制

(1) 県内各市町村等との連携

研修センターは、県内各市町村等の共同研修を行う拠点です。職員の計画的な研修受講や適切な研修管理が行われるためには、これまで以上に各市町村等とより一層緊密な連携を図る必要があります。

このため、年に2回、研修担当主管課対象の説明会を開催（うち1回はオンライン開催予定）するほか、「市町村職員研修検討委員会」、「市町村職員研修検討委員会幹事会」、「自治体訪問」等における様々なご意見・ご要望を踏まえながら、研修の企画運営を行います。

なお、海外派遣研修は今期の計画期間が終了することから、次期計画については研修検討委員会において検討します。

(2) 県との連携

市町村職員研修センターにおける研修の実施に当たっては、県の研修機関である自治学院との連携は重要であることから、これまでも合同研修の開催や情報交換を活発に行ってきました。

今後も、自治学院はもとより、県市町村課や県人権同和対策課などから新規採用職員研修等の講師派遣に対し全面的なご理解、ご協力をいただきながら、さらなる研修の充実を図るとともに、県との連携体制を強化します。

【令和7年度 県との合同開催セミナー】

- 「管理者研修」
- 「行政と争訟セミナー」
- 「クレーム対応セミナー」